

滋賀県内において、一定規模以上の建築物については中間検査を受ける必要があります。

令和7年4月適用

滋賀県内の各特定行政庁で定めている中間検査対象建築物について、令和7年4月から規模および用途を変更します。
(変更箇所は赤字表記)



対象建築物

- ・一戸建ての専用住宅（離れ含む）・兼用住宅・併用住宅・長屋住宅で、階数が2以上のものまたは延べ面積が50㎡を超えるもの
- ・共同住宅・寄宿舍・下宿の用途に供する建築物で、階数が2以上のものまたはその用途に供する部分の延べ面積が50㎡を超えるもの
- ・木造建築物で階数が3以上のもの
- ・建築基準法別表1（い）欄の（1）項から（4）項までに掲げる特殊建築物（共同住宅・寄宿舍・下宿を除く）の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の延べ面積が300㎡を超えるものまたは3階以上の階をその用途に供するもの

特定工程

構 造	特 定 工 程
木 造	土台、柱、はりおよび筋かいを金物等により接合する工事の工程 (枠組壁工法による場合は壁を設置する工事の工程)
鉄骨造	平屋建てのもの（地階を除く） 鉄骨の軸組を溶接し、またはボルト等により接合する工事（建て方）の工程
	上記以外のもの 2階の床版の取り付けまたは床版の鉄筋を配置する工事の工程
鉄筋コンクリート造等	基礎および地中梁に鉄筋を配置する工事の工程
	2階の床およびこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程
混構造	主たる構造の工程に準ずる

適用除外

- ・法第85条の適用を受ける建築物（仮設建築物）
- ・型式部材等製造者の認証を受けた建築物（法第68条の11第1項）
- ・外国型式部材等製造者の認証を受けた建築物（法第68条の22第1項）
- ・丸太組構法による建築物（平成14年国土交通省告示411号に定める工法による）
- ・移転する建築物

その他

- ・段階的に工事を行う場合は、その段階的に行う工事ごとに工程を完了する範囲を中間検査の対象とします。

詳しくは、所在の各市担当部局または土木事務所にお問い合わせください。